

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（2019年度）

住 所 青森県八戸市大字新井田字小久保頭4番地1
 事業者名 八戸市交通部
 代表者名（役職名及び氏名）
 八戸市長 小林 眞

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	平成30年度末時点のノンステップバス導入率は39%にとどまっているため、車両の更新と併せてノンステップバスの導入を推進し、3年間（令和3年度末までに）で70%以上を目標とする。	ノンステップバスを17台導入し、令和元年度末の導入率は53%。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車椅子・ベビーカー利用方法の掲載	車椅子・ベビーカー等でバスを利用したことがない利用者のために利用方法をホームページに掲載する。	車椅子だけでなく、ベビーカーの利用方法もホームページに掲載した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内における情報提供	運賃表示器をデジタル式から液晶型へ更新し、視認性の向上を図る。 (平成30年度末の液晶型運賃表示器導入率は33%。)	液晶型運賃表示器を28台購入し、令和元年度末の導入率は57%。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の技術向上	車両によりスロープの取付方法が異なるため、どの車両でもスムーズに対応できるように、乗務員を対象とした、高齢者・障害者等の方の乗降支援に関する研修を年1回以上実施する。	全ての乗務員に対して研修を実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

周辺に病院があり、利用者も多い国道沿いのバス停留所(1箇所)の上屋が老朽化していたため、更新(新しく設置)した。
--

(3) その他

--

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和2年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数							公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数					
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備え たもの		計	うちス ロープ 板を備 えたも の	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ 板を備 えたも の	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	118	81	46	35	0	0	0	37	0	0	0	37	0	0
年度内に 供用を開 始した車 両数	17	17	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度内に 供用を廃 止した車 両数	17	2	1	1	0	0	0	15	0	0	0	15	0	0
年度末車 両数	118	96	62	34	0	0	0	22	0	0	0	22	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。